

# 法人ベース・レジストリと制度的課題について

2023年4月26日

デジタル庁

# 本日議論いただきたいこと

## 前回の概要：

構造改革のためのデジタル原則における「⑤共通基盤利用原則※」の具体化として、商業登記由来の情報を行政機関で共有する際に、①求められる要件②提供主体③提供に係る法整備の在り方について議論いただき、目指すべき方向と法務省とデジタル庁の役割分担について、整理がなされたところ。

※⑤-1、⑤-2、⑤-3 関係

## 本日議論いただきたい課題：

前回の積み残しとして、法人ベース・レジストリの今後の拡張可能性として、「許認可事項等の整備の方向性」と「事業所や個人事業主に関する検討方針」について議論いただきたい。

# 前回の議論概要

(上野山構成員)ベース・レジストリに関しては巨大なシステム構築案件となるため、過去同様なシステム構築に携わった技術者をどう巻き込んでいくか、システム構築の前に**インセンティブデザインをどうするか**を議論しておくべき。

(落合構成員)連携基盤を共通基盤化していくことが重要であり、また、データ品質担保においては**商業登記など法務省である程度データをスクリーニングを行っていただき、その後デジタル庁へ渡すという流れ**がよいように感じた。

(稲谷構成員)原則論と過渡期でどう役割分担するかが現実的であり、説明にあったとおり**拡張性について考えていくことが重要**だと考える。役割をどうするかについては、データ品質や利用範囲にも関わるところであり、**データガバナンスとして大局的にどうするかを意識して法制度化**していくと横展開していく際にも非常に役立つ試みとなるのではないかと感じた。

(国税庁)法人番号の付番については、基本的にシステムが自動的にやっているが、処理結果の確認等は人が行っているため、**商業・法人登記簿等のデータについて文字の縮退・正規化がされた状態で受け取ることができれば、大変ありがたい。**

(法務省)法人ベース・レジストリの活用によって事業者や関係行政機関の事務負担の軽減を目指すということは政府全体として重要であると認識しており、役割分担について過渡期と原則論を分けた上で進めるという方針については異論はない。実現に向けての具体的な課題として、**商業登記と不動産登記について一体で考えることが必要**であり、かつベース・レジストリとして**統一的に整理する必要がある**。また、データ整備に当たり、**登記制度上、対応できることとできないことがあることを前提に**、関係省庁と十分に調整する必要がある。さらに、**必要な予算措置について、過渡期と原則論、いずれにおいてもデジタル庁にしっかりと主導的な役割を果たしていただきたい。**

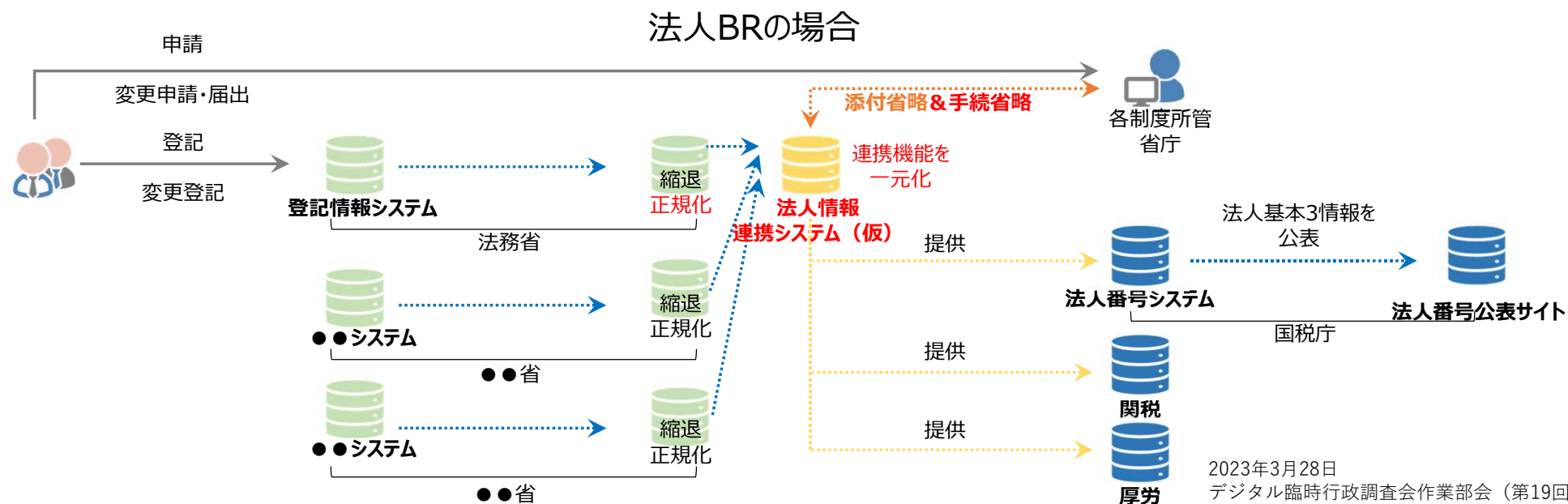
# 法人BRの拡張可能性について ：許認可事項等の整備

# 法人 B R の拡張可能性としての許認可情報の整備

- 2月22日、3月28日の作業部会においては、**登記由来の法人基本情報を行政機関内で共有**することで、当該情報に係る申請・手続の効率化を通じた事業者と行政機関の双方の負担軽減を図ることができることを確認し、その実現に向けた**制度的な方向性や関係省庁の役割分担**について、議論をいただき、**方針が決まった**ところ。
- その際、**共通基盤（API, 認証認可等）の役割分担を決めるにあたっては、「今後、各省庁で共有するデータの拡張可能性を考慮する必要」がある旨**、論点提示させていただいたが、本日は、**登記以外の法人情報に関するニーズを確認**する上で、政府関係金融機関である株式会社日本政策金融公庫様より、**審査事務における法人情報の取り扱いの現状と課題**について伺った上、法人 B R の拡張可能性について、議論いただきたい。

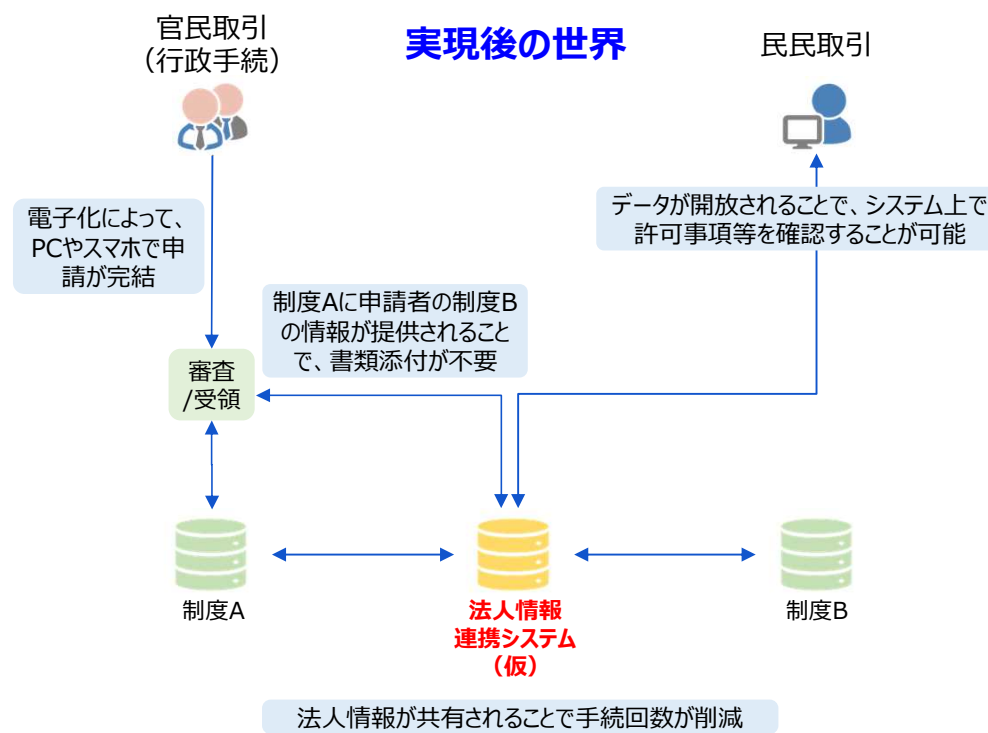
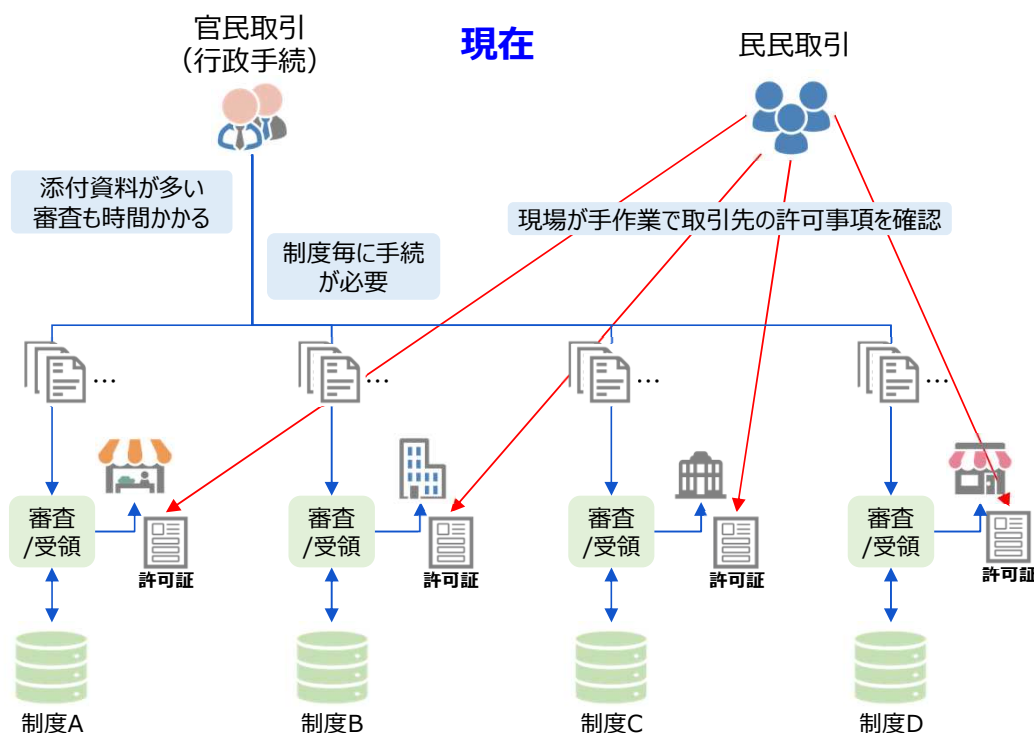
# システム関連図 目指す姿（案）

- 共通基盤（API,認証認可等）の範囲については、今後、各省庁で共有するデータの拡張可能性を考慮する必要があるのではないか。
- データ品質の担保は、上流で担うほど、全体最適が実現できるため、**一義的には情報源の省庁が担うべき**。一方で、データ戦略WGにおける議論も踏まえ、現実論としては、各省庁のシステム更改時期やリソース等の事情に応じて、**過渡期の対応も考える必要**があるのではないか。



# 目指すべき社会 取引コストの低減による取引規模拡大、生産性向上

- 「法人」は取引における**権利義務の主体**。法人情報が整備され、利活用されることで、**社会全体の取引の効率化**が期待される。
- 現状、官民取引（行政手続）においては、制度毎に**申請者から全ての情報を取得し、制度間の連携も僅少**で、申請を行う民間側と、審査を行う行政側に**負荷が生じている**。加えて、許認可等の制度において網羅性や最新性を担保したデータが十分に整備されておらず、**給付や支援事業等や、民間取引における許認可の確認事務に活用できない等、社会全体として非効率な状態**に。
- 社会全体で法人情報を整備し活用することで、取引現場が事務負担から解放され、生産的な活動に専念**できるのではないか。

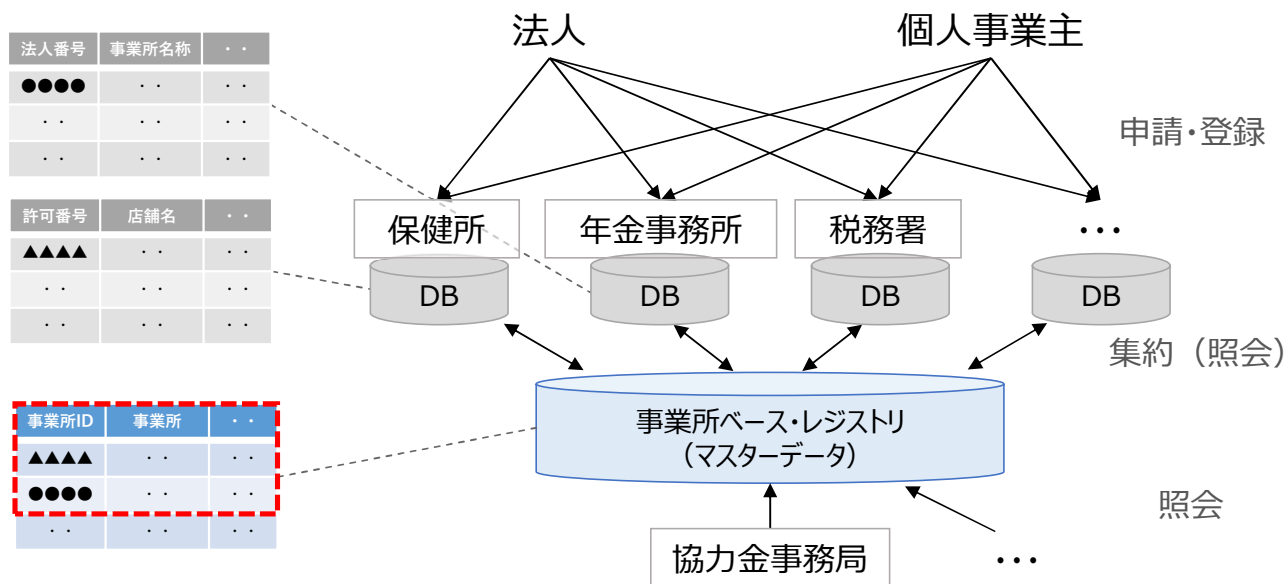


# 法人BRに関する論点 (事業所・個人事業主に係る検討方針)



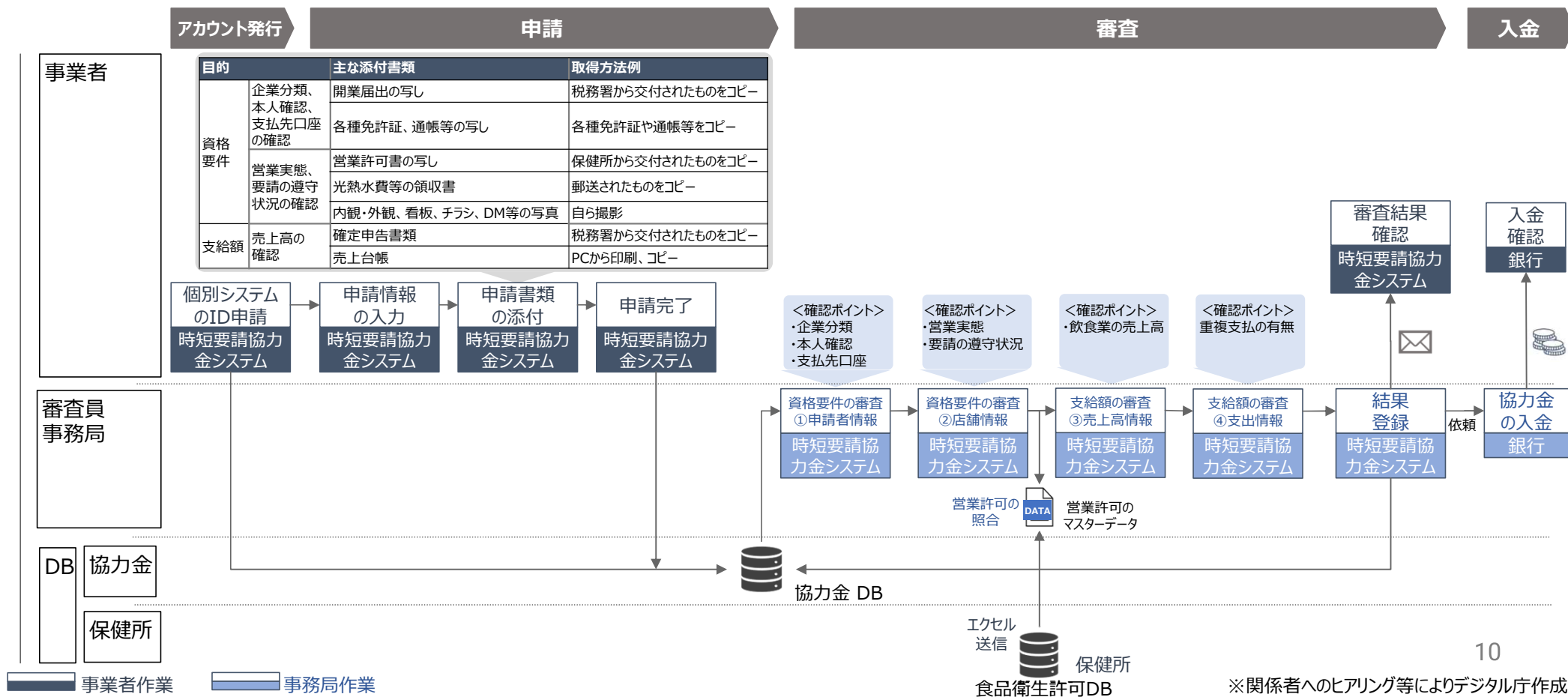
# 事業所BRの検討と中止

- 内閣官房 旧情報通信技術総合戦略室（IT室）では、コロナ禍の協力金（営業時間短縮等に係る感染拡大防止力金）執行時に「事業所のマスターデータ」が不在であることが問題視され、予算事業として、**「事業所」に関する行政記録情報を集約し、「事業所」のマスターデータの構築**を目指していた。
- デジ庁発足後に詳細設計を詰める過程で、①行政機関が保有する「事業所」情報は制度趣旨を反映して内容が異なること②協力金における課題は事業実態の確認が困難であったこと等が判明し、システム構築を中止。改めて、関係省庁・自治体含めて、協力金における課題の洗い出しを実施。



# 協力金における申請者／審査の概要

- 協力金の支給にあたっては、事業実態や営業時間短縮、種類提供の自粛要請への協力状況が確認できる書類の提出を求めた上で、審査を実施。



# 協力金における申請者／審査側の課題

## 申請者の負担

### 【初回は提出書類が15種類※】

- ①協力金申請書
- ②本人確認書類 ③口座振替依頼書 ④通帳等の写し
- ⑤遵守事項確認書（虚偽判明時の違約金支払い誓約書）
- ⑥確定申告控え ⑦売上台帳写し
- ⑧営業許可書写し
- ⑨店頭の内外観の写真 ⑩光熱水費の領収書、検針票
- ⑪感染防止対策点検済掲示写真 ⑫休業時短営業状況が分かる写真
- ⑬感染防止徹底宣言ステッカー提示の写真 ⑭コロナ対策リーダ宣誓書
- ⑮（必要に応じて）罹災証明書

※「東京都における営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金のご案内  
－中小事業者向け－」（令和4年2月14日～3月21日実施分）申請受付要項より抜粋

### 【申請方法が複雑】

- 申請手続きが複雑で行政手続きに不慣れな事業者には分かりづらい
- コールセンターに問い合わせるも申請受付開始時等は一時的につながりにくい状況が発生
- 内容に不備があれば返送/再申請等により支給に遅延が発生

## 審査側の負担

### 【審査内容が煩雑かつ書類不備が発生※】

- 審査内容が煩雑かつ確認事項が多く、内容不備の場合、申請者にメール/電話連絡で再提出を依頼した上で、再度審査が必要

#### （主な不備内容）

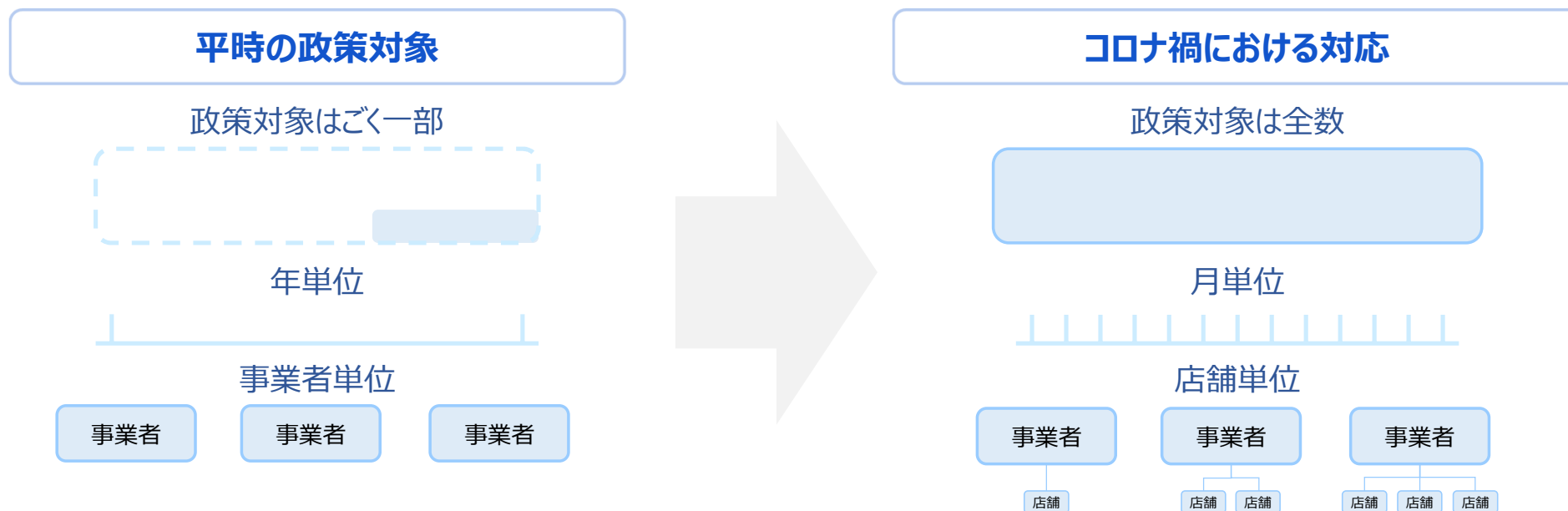
- ①提出書類の漏れ（必要書類が揃っていない）  
⇒店内外観が分かる写真がない、時短状況の分かる書類がない等
- ②光熱水費の検針票・領収書で店の住所が未記載
- ③オンライン添付される営業許可書等の画像が不鮮明
- ④情報の不一致、欠落  
⇒営業許可書の氏名と申請者名の不一致、振込口座情報の誤り

### 【審査確認コストが大きい】

- 内容に疑義のある申請は、開業届や確定申告等の追加書類の提出を求めているが、書類審査で不正受給を防ぐためには、対応にコストがかかる
- 許可台帳情報に問題があり、実地確認や保健所に電話確認をしなければならぬ

# 事業者支援における平時とコロナ禍の違い

- コロナ禍の協力金や持続化給付金においては、コロナの感染動向や経済状況に応じてきめ細やかな対応を行うことが求められ、対象者の状況をより事細かに把握する必要があった。
- コロナ禍の平時の行政規模を前提とする場合、非常時において、迅速に民間データ活用することを念頭に、データ整備を進めていくべきか。



# 対応の考え方

- 協力金等の事業実態確認を行う上では、行政記録情報のみでは粒度が足りず、**官民のデータを組み合わせる必要**あり。
- 非常時の対応に備えて、平時から行政においてマスターDBを構築するのではなく、いざという時に、**官民複数のデータを迅速に組み合わせ活用**できるようにすることが重要。
- データの限界を認識した上で、メリハリをつけて人的リソースを投入するためにも、事務が効率化する領域を丁寧に広げていくことが必要なのではないか。

現在	今後	
	類型	対応（例）
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 多数の提出情報/書類に伴う過度な申請/審査負担</li> <li>• 不正検知の方法が限定的</li> <li>• 違法営業のエビデンス収集が困難</li> <li>• 人海戦術による見回り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• データの活用が可能な領域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• データを活用した効率的な申請/審査</li> <li>• 申請段階でデータ提供を求め、               <ul style="list-style-type: none"> <li>①不正受給を事前に防止</li> <li>②違反営業特定のエビデンスとして活用</li> <li>③見回り訪問先の候補選定に活用</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• データの活用が困難な領域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 追加のエビデンスを要求し、丁寧な審査</li> <li>• 重点的に実地確認</li> </ul>

この範囲の拡張が重要なのではないか

# 協力金申請における確認書類と関係データ

- ベース・レジストリとしては、**許認可等、行政の制度上の情報を活用できるようにすることを目指しつつ、事業実態の確認に必要な情報等、行政記録情報では対応できない情報については、ベース・レジストリとは別に、「電力使用量データ」等の民間のデータを必要な時に活用することができるようにするべきではないか。**

審査の流れ

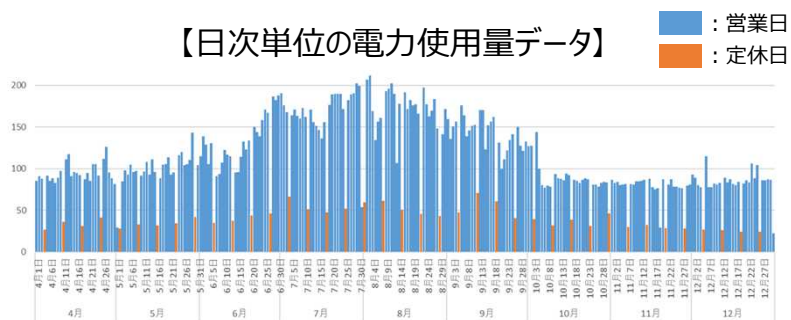


目的	提出書類	情報	データ保有者	関係法
①申請者 ・本人確認 ・法人確認 ・口座	本人確認書類	商業登記	法務省	
	法人確認	法人3情報	国税庁	
	口座振替依頼書			
	通帳等の写し			
②店舗 ・営業実態 ・要請遵守状況	光熱水費の領収書	電力使用量データ	送配電事業者	電気事業法
	営業許可書写し	食品衛生許可	厚労省	食品衛生法
	休業状況の写真			
	内外観の写真	グルメサイト掲載情報	グルメサイトベンダー	
	コロナ対策協力の写真			

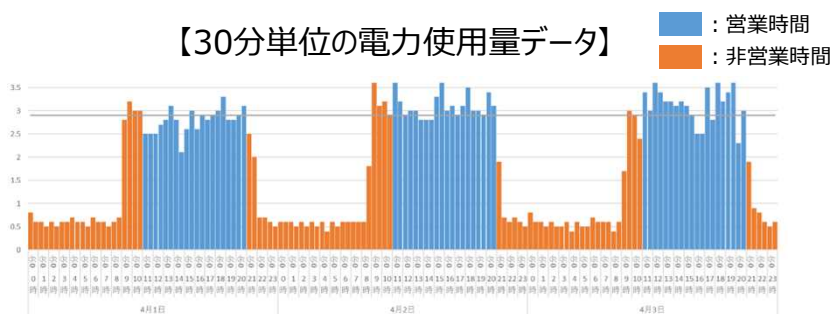
# 非常時における民間データの活用における課題 ー電力使用量データを用いた店舗実態の確認

- 協力金においては、店舗の営業実態の確認にコストを要したところ、民間の電力使用量データから、店舗の営業実態の確認が可能であれば、営業実態の確認の円滑化が期待される。デジタル庁においては、2022年度に実証事業を実施。
- 結果、概ね実態の確認は可能であったが、そもそも、該当店舗のデータを取得するためには、**申請者から店舗に紐づく「供給地点特定番号」等の聴取が必須**であるなど、**電力使用量データを取得する過程に課題**があることが判明。
- データの利活用を促進するためには、拠点単位の名寄せの効率化が不可欠。

【日次単位の電力使用量データ】



【30分単位の電力使用量データ】

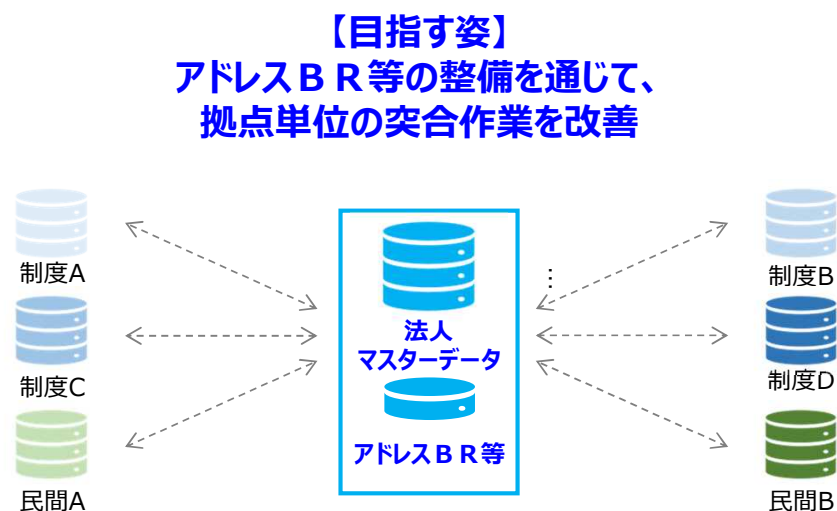
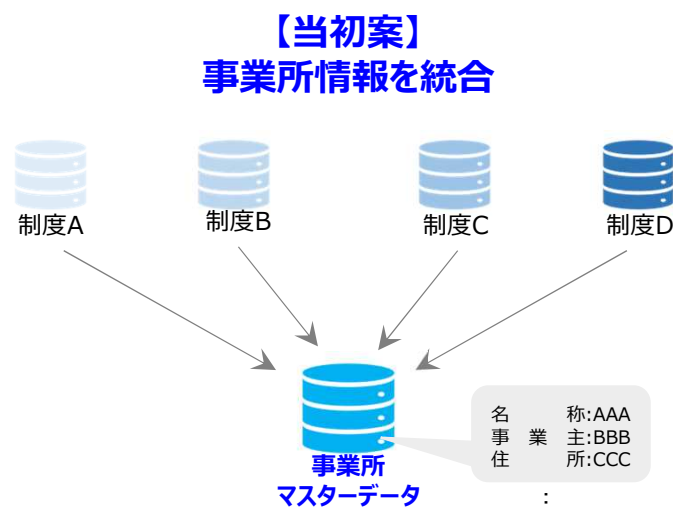


## 【実証事業において判明した主な課題】

- 現状は、暫定期間運用中※であるため、データ取得の手続が紙運用・ハンド対応であり、データ受領までのリードタイムが大きい。また、法人の申請では代表者印が必要。  
(※本格運用時は、システム化されリードタイムは短縮化)
- データ取得のための**聴取項目が多く※、負担が大きいと事業者より意見あり。**(※実証事業内にて、必須とする聴取項目を3つまで整理)
- 聴取項目は「供給地点特定番号」等、申請者が普段より把握していない項目となっている。
- 制度における申請者（法人、個人事業主）と電力契約者※が**紐づかない場合がある。**  
(※ビルにおける電力一括契約、店舗の統括会社等での一括契約等)

# 事業所に関する対応方針

- 文言上は同じ「事業所」であっても、制度趣旨を踏まえ、その意味内容は異なるところ、定義を統一した上で、「事業所」のマスターデータを構築することは現実的ではない。
- そのため、前回までの議論通り、ベース・レジストリとしては、「法人単位」での共通化を進めていく。
- 一方で、電力使用量データや衛生許可情報等、個別の制度において、他の制度に関係するデータを必要に応じて利用できるようにすることは重要。その際、「拠点」単位の情報連携が必要となる。
- 個別のユースケースで発生する拠点単位の突合については、アドレスB R等、「所在地」に関するベースレジストリの整備、普及を進めていくことで、改善を図ることが可能ではないか。





# 個人事業主に関する今後の対応方針

- 事業者について、行政手続における効率化や、社会全体の取引コストを削減していくためには、「法人格」を持つ主体だけでなく、いわゆる「**個人事業主**」（＝**事業を営む個人**）に関する整理も必要。
- 「事業所」と同様に、制度横断で見ると、「個人であること」以外に共通項が少なく、**兼業・副業等の働き方改革の進展も相まって、開業や廃業の捕捉の難易度も高いことから、「個人事業主」として一律に定義を行った上で、網羅的に捕捉することは困難であることは事実。**
- 行政手続や民-民取引における「本人確認」や「認証」、「情報連携」「顧客管理」といった個別のユースケースにおけるニーズを元に、**丁寧に現実解を考える必要。**

「いわゆる事業にあたるかどうかは、結局、一般社会通念によって決めるほかないが、これを決めるにあたっては営利性・有償性の有無、継続性・反復性の有無、自己の危険と計算における企画遂行性の有無、その取引に費した精神的あるいは肉体的労力の程度、人的・物的設備の有無、その取引の目的、その者の職歴・社会的地位・生活状況などの諸点が検討されるべきである」  
（東京地判昭和48年7月18日）

# 非許認可業種① サービス産業（EC）の例

～株式会社A～

参考

	法人単位		事業所単位（千葉県内）	
	名称	場所	名称	所在地
法人3情報	商号又は名称 株式会社A	本店または主たる事務所の所在地 千葉県千葉市●●●		本店または主たる事務所の所在地 千葉県千葉市●●●
年金		常時従業員1人以上の法人事業所 従業員5人以上の個人事業所※ <small>※農林水産業及びサービス業の一部の業種を除く</small>	事業所名称 株式会社A	事業所所在地 千葉市●●●
労災保険		労働者を雇い、本社、支店、工場等の 経営組織上、独立性をもった経営体  ※1雇用保険の場合は週20時間、31日以上 の雇用が見込まれる労働者が存在すること  ※2各事業所で人事、経理、経営上の指揮 監督、労働の態様等においての権限がなく、 事業所として独立性がない場合は上位組織 の事業所に包括  ※3本社、各支店、営業所等における事業の 労災保険率表の種類が本社等（指定事業 場）と同じである場合、一定の要件で本社一 括化が可能	事業主名 株式会社A	市区町村番地等 千葉市●●●
			株式会社A	千葉市△△△
			株式会社A ●●	習志野市●●●
雇用保険			事業主名 株式会社A	市区町村番地等 千葉市●●●
			株式会社A	千葉市△△△
			株式会社A ●●	習志野市●●●

本店所在地

両制度の一元手続あり

商業登記／法人3情報／年金※ → 本店所在地単位の情報  
 労災保険・雇用保険 → 事業者が任意で設定する事務所。両制度で同じ事務所を登録

※年金（厚生年金保険・健康保険）情報は商業登記、法人3情報と一体的に管理されているわけではなく、厚生年金保険の適用事業所は本店所在地のみではないこともある。

# 非許認可業種② 小売業（店舗あり）の例

## ～株式会社B～

参考

	法人単位		事業所単位（兵庫県内）	
	名称	場所	名称	所在地
法人3情報	商号又は名称 株式会社B	本店または主たる事務所の所在地 兵庫県神戸市●●●		本店または主たる事務所の所在地 兵庫県神戸市●●●
年金		常時従業員1人以上の法人事業所 従業員5人以上の個人事業所※ <small>※農林水産業及びサービス業の一部の業種を除く</small>	事業所名称 株式会社B	事業所所在地 神戸市●●●
労災保険		労働者を雇い、本社、支店、工場等の 経営組織上、独立性をもった経営体	事業主名 株式会社B	市区町村番地等 神戸市●●●
		※1雇用保険の場合は週20時間、31日以上の雇用が見込まれる労働者が存在すること	株式会社B ●●本店 株式会社B ▲▲店 株式会社B ■■センター :	神戸市△△△ 西宮市●●● 神戸市□□□ :
雇用保険		※2各事業所で人事、経理、経営上の指揮監督、労働の態様等においての権限がなく、事業所として独立性がない場合は上位組織の事業所に包括	事業主名 株式会社B	市区町村番地等 神戸市●●●
		※3本社、各支店、営業所等における事業の労災保険率表の種類が本社等（指定事業場）と同じである場合、一定の要件で本社一括化が可能	株式会社B ●●本店 株式会社B ▲▲店 株式会社B ■■センター :	神戸市△△△ 西宮市●●● 神戸市□□□ :

本店所在地

両制度の一元手続あり

商業登記／法人3情報／年金※ → 本店所在地単位の情報  
 労災保険・雇用保険 → 事業者が任意で設定する事務所。両制度で同じ事務所を登録

※年金（厚生年金保険・健康保険）情報は商業登記、法人3情報と一体的に管理されているわけではなく、厚生年金保険の適用事業所は本店所在地のみではないこともある。

# 営業許可業種① 飲食店産業の例 -.1

～株式会社C～

参考

法人単位		事業所単位 (東京都内)	
名称	場所	定義	所在地
商号又は名称	本店または主たる事務所の所在地		本店または主たる事務所の所在地
法人3情報	株式会社C		東京都武蔵野市●●●
年金	常時従業員1人以上の法人事業所 従業員5人以上の個人事業所※ ※農林水産業及びサービス業の一部の業種を除く		事業所名称 株式会社C 事業所所在地 武蔵野市●●●
労災保険	労働者を雇い、本社、支店、工場等の 経営組織上、独立性をもった経営体		事業主名 株式会社C 市区町村番地等 武蔵野市●●●
	※1雇用保険の場合は週20時間、31日以上の雇用が見込まれる労働者が存在すること		株式会社C ●●店 東京都北区●●●
雇用保険	※2各事業所で人事、経理、経営上の指揮 監督、労働の態様等においての権限がなく、 事業所として独立性がない場合は上位組織 の事業所に包括		株式会社C ▲▲店 東京都葛飾区●●●
	※3本社、各支店、営業所等における事業の 労災保険率表の種類が本社等（指定事業 場）と同じである場合、一定の要件で <b>本社一 括化が可能</b>		株式会社C ☆☆センター 立川市●●● 株式会社C **センター 昭島市●●● 株式会社C ##センター 新宿区●●●
食品衛生許可 営業施設	法人の名称	法人の所在地	営業施設名称、屋号又は商号
	株式会社C	東京都武蔵野市●●●	●●店 東京都北区●●●
	株式会社C	東京都武蔵野市●●●	▲▲店 東京都葛飾区●●●
		食品衛生法上の 許可/届出業種を営む施設 ※厨房単位の許可	：

本店所在地

両制度の一元手続あり

出典：国税庁 法人番号公表サイト、日本年金機構 厚生年金保険・健康保険 適用事業所検索システム及び厚生労働省の担当部局への確認等により、デジタル庁で作成

# 営業許可業種① 飲食店産業の例 -.2

## ～株式会社C～

参考

労災保険適用事業場（東京都内）		食品衛生法上の許可/届出業種を営む施設（東京都内）	
事業主名	市区町村番地等	営業施設名称、屋号又は商号	営業施設所在地
株式会社C	武蔵野市●●●		
株式会社C ●●店	北区●●●	●●店	東京都北区●●●
株式会社C ▲▲店	葛飾区●●●	▲▲店	東京都葛飾区●●●
株式会社C ■■店	大田区●●●	■■店	東京都大田区●●●
株式会社C ◆◆店	世田谷区●●●	◆◆店	東京都世田谷区●●●
株式会社C ★★店	杉並区●●●	★★店	東京都杉並区●●●
株式会社C ××店	杉並区△△△	××店	東京都杉並区△△△
株式会社C ○○店	豊島区●●●	○○店	東京都豊島区●●●
株式会社C △△店	練馬区●●●	△△店	東京都練馬区●●●
株式会社C □□店	武蔵野市△△△	□□店	東京都武蔵野市●●●
株式会社C ◇◇店	小金井市●●●	◇◇店	東京都小金井市●●●
株式会社C ☆☆センター	立川市●●●		
株式会社C **センター	昭島市●●●		
株式会社C ##センター	新宿区●●●		

商業登記/法人3情報/年金※1  
 労働保険（労災保険/雇用保険）  
 許認可と労働保険

→ 本店所在地単位の情報  
 → 両制度で同じ事務所を登録  
 → 許認可施設 ≠ 労働保険上の事務所

※1：年金（厚生年金保険・健康保険）情報は商業登記、法人3情報と一体的に管理されているわけではなく、厚生年金保険の適用事業所は本店所在地のみではないこともある。

労災保険

食品衛生許可※2

※2：労災保険は従業員（労働者）のいる事業場に向け、役員のみ  
 の事業場にはかけない。一方、営業許可/届出には従業員（労働者）の  
 有無は関係ないため、必ずしも労災保険内に食品衛生許可が内包され  
 るとは限らない。

出典：厚生労働省 オープンデータ（食品等事業者の営業許可・届出情報）及び厚生労働省の担当部局への確認等により、デジタル庁で作成

# 営業許可業種② 建設業の例 -.1

## ～株式会社D～

参考

	法人単位		事業所単位（新潟県内）	
	名称 商号又は名称	場所 本店または主たる事務所の所在地	定義	所在地 本店または主たる事務所の所在地
法人3情報	株式会社D	新潟県新潟市●●●		新潟県新潟市●●●
年金			常時従業員1人以上の法人事業所 従業員5人以上の個人事業所※ ※農林水産業及びサービス業の一部の業種を除く	事業所名称 株式会社D 事業所所在地 新潟市●●●
労災保険			労働者を雇い、本社、支店、工場等の 経営組織上、独立性をもった経営体	事業主名 株式会社D 株式会社D ●●本店 株式会社D ▲▲支店 株式会社D ■■営業所 市市区町村番地等 新潟市●●● 新潟市△△△ 長岡市●●● 上越市●●●
雇用保険			※1雇用保険の場合は週20時間、31日以上の雇用が見込まれる労働者が存在すること ※2各事業所で人事、経理、経営上の指揮監督、労働の態様等においての権限がなく、事業所として独立性がない場合は上位組織の事業所に包括 ※3本社、各支店、営業所等における事業の労災保険率表の種類が本社等（指定事業場）と同じである場合、一定の要件で本社一括化が可能	事業主名 株式会社D 株式会社D ●●本店 市市区町村番地等 新潟市●●● 新潟市△△△
建設業者許可	商号又は名称 株式会社D	主たる営業所の所在地 新潟県新潟市●●●	建設業法上の 営業所 ※営業所単位の許可	名称 ●●本店 ▲▲支店 ■■営業所 住所 新潟県新潟市△△△ 新潟県長岡市●●● 新潟県上越市●●●

本店所在地

# 営業許可業種② 建設業の例 -. 2

～株式会社D～

参考

労災保険適用事業場（新潟県内）		建設業許可営業所（新潟県内）	
事業主名	市区町村番地等	名称	住所
株式会社D	新潟市●●●	主たる営業所	新潟県新潟市●●●
株式会社D ●●本店	新潟市△△△	●●本店	新潟県新潟市△△△
株式会社D ▲▲支店	長岡市●●●	▲▲支店	新潟県長岡市●●●
		■●営業所	新潟県柏崎市●●●
株式会社D ◆◆営業所	村上市●●●	◆◆営業所	新潟県村上市●●●
株式会社D ★★営業所	燕市●●●	★★営業所	新潟県燕市●●●
株式会社D ××営業所	上越市●●●	××営業所	新潟県上越市●●●
株式会社D ○○営業所	佐渡市●●●	○○営業所	新潟県佐渡市●●●
		△△営業所	新潟県魚沼市●●●
株式会社D □□営業所	東蒲原郡阿賀町●●●	□□営業所	新潟県東蒲原郡阿賀町●●●
株式会社D ◇◇営業所	新発田市●●●		
建設共同企業体	新潟市●●●		
共同企業体代理人 株式会社D	新潟市●●●		

工事現場

**商業登記/法人3情報/年金※** → **本店所在地単位の情報**  
**労働保険（労災保険/雇用保険）** → **雇用保険の事務所 < 労災保険の事務所**  
**許認可と労働保険** → **許認可施設 ≠ 労働保険上の事務所**

※年金（厚生年金保険・健康保険）情報は商業登記、法人3情報と一体的に管理されているわけではなく、厚生年金保険の適用事業所は本店所在地のみではないこともある。



出典：国土交通省 建設業者・宅建業者等企業情報検索システム及び及び厚生労働省の担当部局への確認等により、デジタル庁で作成

# 営業許可業種③ 電気事業の例 -.1

～株式会社E～

参考

	法人単位		事業所単位 (新潟県内)	
	名称 商号又は名称	場所 本店または主たる事務所の所在地	定義	名称 所在地 本店または主たる事務所の所在地
法人3情報	株式会社E	福岡県福岡市●●●		福岡県福岡市●●●
年金			常時従業員1人以上の法人事業所 従業員5人以上の個人事業所※ <small>※農林水産業及びサービス業の一部の業種を除く</small>	株式会社E 福岡市●●●
労災保険			労働者を雇い、本社、支店、工場等の 経営組織上、独立性をもった経営体  ※1雇用保険の場合は週20時間、31日以上 の雇用が見込まれる労働者が存在すること	株式会社E 福岡市●●● 株式会社E ●●支社 北九州市●●● 株式会社E ▲▲支社 福岡市△△△ 株式会社E ■■支社■■工務所 大野城市●●●
雇用保険			※2各事業所で人事、経理、経営上の指揮 監督、労働の態様等においての権限がなく、 事業所として独立性がない場合は上位組織 の事業所に包括  ※3本社、各支店、営業所等における事業の 労災保険率表の種類が本社等（指定事業 場）と同じである場合、一定の要件で <b>本社一 括化が可能</b>	株式会社E 福岡市●●● 株式会社E ●●支社 北九州市●●● 株式会社E ▲▲支社 福岡市△△△ 株式会社E ■■支社■■工務所 大野城市●●●
電気事業法 による規制			主任技術者を選任する事業場 (電気事業法第43条第2項)  事業用電気工作物の設置の場所 ※変電所の場合 (電気事業法第42条第1項)	株式会社E ▲▲支社 福岡市●●● 株式会社E ■■支社■■工務所 大野城市●●●  変電所の名称 株式会社E ○○変電所 福岡市□□□ 株式会社E △△変電所 大野城市●●●

本店所在地

両制度の一元手続あり

出典：国税庁 法人番号公表サイト、日本年金機構 厚生年金保険・健康保険 適用事業所検索システム及び厚生労働省の担当部局への確認等により、デジタル庁で作成



# 営業許可業種③ 電気事業の例 -. 2

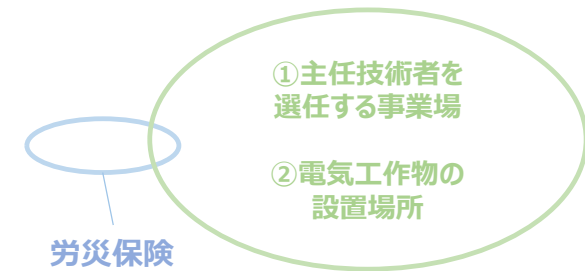
～株式会社E～

参考

労災保険適用事業場（福岡県内）		電気事業法に基づく規制			
事業主名	市区町村番地等	①主任技術者を選任する事業場		②事業用電気工作物（変電関係）の設置の場所	
		名称	所在地	変電所の名称	所在地
株式会社E	福岡市●●●	株式会社E ▲▲変電所	北九州市●●●	株式会社E ▲▲変電所	北九州市●●●
株式会社E ●●支社	北九州市●●●	：	：	：	：
株式会社E ■■支社	福岡市△△△	株式会社E ◆◆変電所	福岡市□□□	株式会社E ◆◆変電所	福岡市□□□
株式会社E ★★工務所	大野城市●●●	株式会社E ★★変電所	大野城市●●●	株式会社E ★★変電所	大野城市●●●
株式会社E ××支社××支所	飯塚市●●●	株式会社E ○○変電所	飯塚市●●●	株式会社E ○○変電所	飯塚市●●●
株式会社E △△工務所	行橋市西宮市●●●	株式会社E □□変電所	行橋市西宮市●●●	株式会社E □□変電所	行橋市西宮市●●●
株式会社E ◇◇支社◇◇支所	大牟田市●●●	株式会社E ☆☆変電所	大牟田市△△△	株式会社E ☆☆変電所	大牟田市△△△
株式会社E ○○支社○○支所○○工務所	久留米市●●●	株式会社E **変電所	久留米市●●●	株式会社E **変電所	久留米市●●●
		株式会社E ##発電所	那珂川市●●●	株式会社E ##発電所	那珂川市●●●

商業登記/法人3情報/年金※	→ 本店所在地単位の情報
労働保険（労災保険/雇用保険）	→ 両制度で同じ事務所を登録
許認可（技術者専任）と労働保険	→ 許認可施設 ≠ 労働保険上の事務所
許認可（電気工作物）と労働保険	→ 許認可施設 ≠ 労働保険上の事務所

※年金（厚生年金保険・健康保険）情報は商業登記、法人3情報と一体的に管理されているわけではなく、厚生年金保険の適用事業所は本店所在地のみではないこともある。



出典：厚生労働省の担当部局への確認等により、デジタル庁で作成